労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（案）に関する御意見の募集の結果について

令和７年 10 月２日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部安全課

労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（案）について、令和７年７月 28 日（月）から同年８月 27 日（水）まで御意見を募集したところ、計１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	原則的な欠格期間を５年とし、情状等により短縮だけでなく伸長できるようにしてはどうか？	本基準（案）に基づく登録を受けることのできない期間の指定は、労働安全衛生法第 77 条第４項において「10 年を超えない範囲で」と規定されたことから、欠格期間を 10 年とした上で、情状その他の事情等を勘案し、適当と認める場合に限り短縮できるものとしています。